

様式（第8条関係）

審 議 結 果

次の審議会を下記の通り開催した。

審議会等の名称	第3回 益田市人権・同和問題解決推進委員会
開催日時	平成29年2月22日（水）13時30分から15時30分まで
開催場所	人権センター 多目的ホール
出席者	○出席者 [審議会委員]水上芳枝委員、佐々木直委員、松田淳委員、齋藤眸委員、安部利一委員、福田綾子委員、寺戸和子委員、熊谷和男委員、椿孝二委員、永田賢治委員、尾庭昌喜委員（委員長）、大羽恭子委員、村上三恵子委員 [関係課]石川秀文子育て支援課長、中山洋司子育て支援課参事、武内白生活福祉課長 [事務局]田中智人権センター館長、山下晶子主幹、細川智行主任 ○欠席者 [審議会委員]宮本善行委員、田原喜世子委員、安成甲委員、高橋康子委員、月輪一弘委員、青戸早苗委員（副委員長）、
議題	(1) 益田市人権・同和問題基本計画について (2) 平成28年度事業実績について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

審議結果

1 開会	
2 会議の成立について	
事務局	○委員19名のうち13名の出席により「益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則」第5条2項に基づき会議が成立している。
3 開会あいさつ	
尾庭委員長	皆さん、こんにちは。年度末に差しかかりそれぞれ何かとお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。ちょっと大きい話になるが、世界的に見ても人権状況というのはなかなか厳しい状況ではないかと思う。課題がたくさんある状況の中で、益田市においてはどうか。今日は2つの議題、1番目に、益田市人権・同和問題基本計画について、今年度で終わるので、来年度からの5カ年計画を立てるということで、昨

	<p>年以來色々取り組んできて、今日は3回目の委員会でその報告等をしていただく。それから、次に、例年のとおりだが、平成28年度の事業実績をしていただくということで2時間以内に終わりたいと思う。せっかくの機会なので、日頃思っておられることとか、気の付かれたこと、そういった意見を伺えたらと思っているのでどうかよろしくお願ひしたい。それから、委員が若干少ないのは、職務を代わった方がいらっしゃっていることが影響している。今日はどうかよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思う。事務局の方から説明をお願ひしたい。</p>
<p>4 議事</p> <p>(1) 益田市人権・同和問題基本計画について (資料 1)</p> <p style="text-align: right;">山下主幹より説明</p>	
尾庭委員長	<p>ただいま説明があったことについて、質問等あればどうぞ。今まで出された意見に対する対応についての説明だった。事前に配っているの、よく見られたとは思いますが、また、改めて何かあれば。</p> <p>先ほど説明があったように、今後スケジュールにしたがって、この基本計画を作成、発表という手順になると思う。印刷して配るのは3月？4月？先ほど配布についても説明があったと思うが、今まで私たちがこの会の中で話してきたのは、計画を作ることが目標ではなくて、もちろんこれが第一歩になるわけだが、その後これを受けてどういうふうに具体的に、目に見える形で実行できるかというところが非常に大きい課題だと思う。従来、ともすればできましたよと渡してそれで終わってしまったところも中にはあったのではないかと思うが、それではせっかく作った意味がないので。そこら辺に関連して何かご意見はないか？ どういうふうにこれを周知徹底し、実効性のあるものに、具体性のあるものにもっていくか。ご意見があればどうぞ。活用方法が具体的にあればお願ひしたい。</p>
安部委員	<p>この計画は29年3月にできたということか？ 修正したものがこれに載っているということか？ 遡ることで恐縮だが、P15、④障がいのある人の権利擁護の取組ということで、「障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。」とあるが、窓口で、口頭で、そこで、説明・相談・支援するということか？ 実際現地で、虐待を受けた方がそこにおいでになるか、養護者がおいでになってということ、そこにおいでになれない方は窓口に来れないから支援しないということか？ そのあたりどういうことか？ 必要によっては現地に赴いてという文言があるとよかったのでは？ 窓口となっているので、そのあたりどんなものか？</p>
尾庭委員長	<p>2つポイントがあった。1つは、これそのものは決定事項であるので、文言を今から修正することはできないと理解していただいて。もう1つは、来れる人はいいけど、来れない人にどう対応するのか？ 併せて、虐待相談窓口はどこに、どのように、設置されているのか、伺いたい。</p>
武内課長	<p>虐待相談は生活福祉課の障害者福祉係が窓口を持っている。虐待を受けたということで、窓口でも相談できるが、虐待があつて現場に来てほしいと</p>

	<p>というようなことがあれば対応することは可能である。言葉の中には入っていないが、今、障がい者については、自立支援協議会の中で色々な施策の展開をしている。その事業の中で、相談支援会議を月に1回開いている。そういう中で利用者から出てくる様々な問題、虐待に通じるような協議があったりする。また、障害者福祉協会から、虐待や差別になっているのではないかと相談を受けることもあり体制はできている。言葉については少し言葉足らずのところもあるかもしれないが、実際には、そういう相談をいただいた時には現場にも伺うようになっているという状況である。</p>
尾庭委員長	よろしいか？
安部委員	はい。
尾庭委員長	実際には、窓口に来ていただくこともあるし、出かけることもあるということだった。窓口は皆さんに周知徹底されているか？
武内課長	虐待防止法自体は、数年経っており、その開設の時に周知もしているし、関係事業所や障害者福祉協会には伝えているが、時間が経ったので、また、そうした周知活動についても検討していきたい。
尾庭委員長	よく、どこに相談に行けばいいかわからないという場合に、例えば、人権センターに行けば、そこからその問題であればここにお繋ぎします、といった体制ができていると理解していいか？
田中館長	はい。
尾庭委員長	他にあればどうぞ。
永田委員	<p>子どもの内容だが、P10、11。現状と課題のところでは、上から3行目、不登校や家庭への引きこもりなどの問題に触れている。今、私自身、引きこもりの子どもたちの支援に関わっているので、非常に強く感じているが、子どもたちの不登校、そして、それに続く引きこもりの対象者が年ごとに増えてきている。その中には、発達障がいの傾向をもつ子どもたちも結構いる。不登校や引きこもりの子どもたちの支援に関わることは、施策の方向性と取組の中に含んで取り組んでいくということか？これから、この子どもたちの支援は、大事な支援になってくると思う。併せて、子どもたちの対人関係、他者との関わり、あるいは、他者と接するということができにくい子どもたちがどんどん増えてきている。その辺の支援について、あるいは、その子どもを持つ家族の支援について、ここでどのように解釈すればいいか？</p>
尾庭委員長	今のはP10。意見を踏まえて答えていただければと思う。
武内課長	<p>それでは、生活福祉課からは家庭に起因する子どもたちの状況について、今、生活困窮者自立支援事業があって生活保護にはならないが、経済的に困窮されている家庭に支援をする事業に取り組んでいる。これは、実際には社会福祉協議会に事業を担当していただいている。そういった中で、困窮している世帯への支援、その延長線上にある子どもたちにも支援をする、場合によっては学習支援、単独では事業に取り組んでいないが、学習支援についてまで議論をしながら、どうしたら子どもたちが教育の支援を受け</p>

	ていかれるかというところまで議論して、支援の方法も相談をしながら、家族とも進めているところだと思っている。
中山参事	この中で一番該当するのは、①の社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組というところだと思う。今、教育委員会の方が担当しているが、子ども若者支援センターで、若者は30代までということだが、そういったところで支援をしているし、そこに通うということもある。益田市ではそちらの方で取組をしている。
田中館長	それと、この計画だが、全体的に大きなとらまえ方をして作っている。それぞれ個々のケースや、取組については、また、この計画を基にした年次計画、実際に行っていく部分を年度ごとに出していく。そういうところで具体的には出していきながら取り組んでいくという感じで進めていきたい。この計画自体に、そういう表現や言葉は出てこないが、全体の計画の中でみていくということでご理解いただきたい。
永田委員	大きくは、①に含まれているということですね。
田中館長	そうだ。大きなとらまえ方としては、①、地域みんなでみていこうという形で計画を立てている。
尾庭委員長	よろしいか？今、ご心配の面は、①の中に包含されている。言葉の中に全て盛り込むことはなかなかできないので、先ほど説明のあった具体的な目標の中でということ。永田委員が心配されているのは、引きこもりの場合、長期化している傾向がある。この間新聞を読んでいたら、40代50代で引きこもりということが書いてあった。若い時、少年少女時代に取組まないと、なかなか回復が困難な場合もありうるということが、非常に懸念される場所だ。ということで、具体的な取組が必要だと心配されている。
齋藤委員	この基本計画の問題については、ざっくりしたというか、具体的な個別的な事案を、色んな部署ごとにまとめあげていくということではなくて、子どもの現在の状況とか社会における貧困の状況に対して、我々社会福祉協議会においては、生活困窮者自立支援事業という形の中で、それだけでということではなくて、自立的な問題、家庭の貧困、家計支援、学習支援の問題それぞれある。そういう状況をもっと事業計画の中で、すべてをみる、具体的なものをみることはない。それぞれの部署における具体的な施策をまとめあげて年間的に、総合的に、どういうことをやっているか皆さんの理解を得ることが非常に重要だと思う。我々社会福祉協議会でも生活困窮者自立支援事業の中で、フードバンクを今年度始めた。市民の皆さんから支援をいただいて、多くの食材、お米がたくさん集まっている。イーガで行われている子ども食堂でお米がないので生活困窮者のフードバンクで集まったお米をいただけませんか、ということも具体的に出てくる。そういう意味では、計画を読んだだけでは具体的にどういうふうなことが行われているかなかなか明確になっていない。資料の2の中では具体的にやっているが、具体的なものももうちょっと丁寧に作っていきべきだと思う。そ

	<p>れぞれ担当部署、我々社会福祉協議会など事業体もいるので聴取をして、きちんとしたものを人権センターとして市民の皆さんにお知らせすることが、この問題解決の大きいポイントになってくると思う。もっと広範囲にわたって対応していただきたいと思う。我々も具体的なものとして、社会福祉協議会として色々な情報源を使ってお知らせしているがまだ十分ではないので、お互いそういうことをやることによって地域社会の人権・同和問題、色んな事業に対してどういうふうに行っているか市民の皆さんにも分かっただき、そのことが地域社会に広がっていけばと思う。28年度の事業実績を読んだが、もう少し丁寧にやっていただきたいと思う。</p>
尾庭委員長	<p>今のご意見に対して関連して何かあれば？今までのこの会の議論としては概ねそういうふうな皆さん共通理解できていると理解している。それでよろしいか？</p>
田中館長	<p>こちらの計画について、より具体性のあるものとして作ってきた。計画を作る上においても、実効性のあるような形でということで、皆さんからもご意見を伺いながら作ってきたと思っている。先ほどからおっしゃるように、年度ごとに、具体的な部分を出しながら計画を作り、それをもって全体の計画が実行できるような形で進めていこうと思っている。また、表は年度ごとにしようと思っているのでよろしくお願ひしたい。</p>
椿委員	<p>この基本計画を基に来年度具体的に計画を出されると思うが、子どもの貧困対策について、益田市行政として、どこにどう言ったらいいのか分からない状況がある。子どもの貧困対策は、基本的に1つの課だけではどうにもならない部分があると思っている。私個人的には、3つの課が横断的にがっちりスクラムを組まないとなかなか出来ないだろうと思う。具体的には、子育てであったり、学校教育であったり、生活福祉であったり。この3課がスクラムを組まない限りなかなか難しいのではないかと思います。そこらあたりの現況をきちんと評価する中で、次年度の計画を具体的に作っていただきたいと思う。今月12日に、NHKスペシャルで「見えない貧困子どもたちの未来〇〇」という番組があった。その中で、剥奪指標というものを示していたが、非常に厳しい状況がその中から浮かびあがってきている。益田市においても、やはり取組の基として、できれば、実態調査なりそういったものも含めて考えていただきたい。実態調査をするにはお金がかかるので、今のところ内閣府の「地域子ども未来応援交付金」があるので、それを使うと、国が3/4位経費をみってくれる。そういうものを使いながら、まず、きちんと実態をとらまえていただくことが非常に大事ではないかと思っている。そういうふうにして、より具体的に切り込んでいける状況を作っていくことがまず大事だと思う。この基本計画を基に実効性のある次年度の事業計画を期待したいと思っているので、よろしくお願ひしたい。</p>
尾庭委員長	<p>先ほどの齋藤委員の意見にも関わる内容であったと思う。確かに、非常に大きい課題であると思う。関連して何か？皆さん、同様なお気持ちでしょうか？</p>

永田委員	外国人のところでも益田市が出した方針を入れていただいたのはありがたいが、具体的に今後計画で、ぜひ外国にルーツを持つ子どもたちの支援について、保幼小中高の連携によってその実態や状況をちゃんと共有できているような取組も盛り込んでいただけるとありがたい。よろしく願いたい。
尾庭委員長	子どもの貧困は、今、日本中で言われていることではあるし、具体的に取組むためには1つの課で対応するのは難しい。つまり、貧困は色んな要因があってできている訳なので、そのためには具体的に3つの課をおっしゃったが横断的にやる必要があるのではないかと。そして、取組むためには、実態を把握する必要があるのではないかとのお話であった。話がそれるが、私も益田市の奨学金審議会に関わっているので、募集しているが、募集に満たない。もっと困っている人がたくさんいるはずなのに、応募者が少ないという実態がある。なぜそういうことになるのかと考えた時に、これは益田市だけの問題ではないが、借りても今の状況だと返せない、何百万も返せない。例えば、大学を卒業して就職した時に自分の生活だけで手いっぱい返す余裕なんてとてもない。というふうなものが背景にあるということ。そういう奨学金制度も含めて、子どもの貧困というのはなぜ問題になるのかというと、「負の連鎖」だとよく言われる。貧困で学校に行きたいけど行けない、なかなか職業に就けない、それがずっと繰り返す、どこかで止めるということ。日本の社会にとって非常に大きな問題。益田市においてもそうだ。具体的に、横断的に取組む。しかも、どういう実態なのかはお金のかかることかもしれないが必要なことだということだった。今出ている意見は次の議題にリンクしている、そのものになっている。基本計画は基本計画として、実際は具体的にどのようにやっていくかが大事なことで皆さんおっしゃっている。その件については、よろしいか？それでは、次の2番目の、平成28年度事業実績、資料2について説明いただきたい。
(2) 平成28年度事業実績について (資料2) 山下主幹より説明	
尾庭委員長	ただいまの説明について、ご質問、ご意見等あれば伺いたい。
水上委員	P3、子どものところで、評価・課題の②関係機関等の連携による支援についてだが、先ほどから子どもの貧困のことで市側の関係団体とか、市役所での連携がすごく話題にあがっていた。ここを読んでいくと、「定期的に児童相談所及び云々とあり、相談件数が増加している中で、学校、保育所等で状況把握はしているが、今後はすべての家庭を実際に訪問しての確認が必要と考えている」というふうに書いてあるが、これは、学校や保育所だけが状況把握をしていて、そこから先が連携していない、進んでいないというような現状があるという意味か？
中山参事	今、虐待等の相談があったら、第一に保育所や学校等に確認をさせていただくことで状況を把握している。確認をさせていただいて、緊急性がない

	<p>ということであれば、学校の方で見守っていただくこともある。そうでもないという時には、訪問させていただいている。それで、そこに書いているのは、大丈夫とか、どこまでかと判断することは難しいところもあるが、実際のところは相談・通報があった場合は、全家庭にどんな場合でも行った方がいいという意味で書いている。通報があった時には、家庭の実情に入り込んで観察というか、家庭の状況を把握することが必要と思うが、なかなか相談件数が多い中で、全部を確認してまわるということはできていない状況である。だから、相談等があった場合には、学校等には全部確認している。</p>
尾庭委員長	<p>よろしいか？なかなか難しいところがある。相談だと入りやすいが、通報だとなかなか。よくマスコミでも賑わっているが、家庭に行くと、いや大丈夫だよと言われて引きさがって実は問題があったというような、色々なケースがある。児童相談所がパンク状態だ、益田の場合はどうなのか分からないが、範囲が広くて対応しきれないということも聞く。益田の場合はどうなのでしょう？</p>
中山参事	<p>28年度で児童福祉法の改正があった。それに、保護、重症事例というちょっと重たいケースが児童相談所のケースとなる。家庭支援、家庭を支援していこうというところが市町村の役割となった。家庭支援といってもなかなか難しいところではあるが、色々な、どこに支援をしていくかということもあるので、相談等がありこれはちょっとどうかなという時には、今日の委員の中にも私の方の会議に出席していただいている委員もおられるが、要保護児童対策地域協議会では、守秘義務がないというか、個人情報保護法の例外で、個人情報を出していただきながら支援をしているというところである。色々な関係機関の方に集まっていただいて、どういった支援が必要かというところも検討させていただいている。検討させていただくが、それですぐ良くなるかというとなかなか難しいというところもある。本当、地道なところで少しずつ、これ以上悪くならないようにというところで少しずつ進めているのが今の現状である。児童相談所だが、聞くところによると、いっぱいいっぱいというところで、なかなか職員の手が回らないというのが実情のようである。一時保護所も益田の場合併設しているが、一杯という時もよく今はある状況で、一時保護しなければならないという時もどうするかというところで悩ましい時期も今年は数度あった。</p>
尾庭委員長	<p>よろしいか？他に何かあれば？</p>
齋藤委員	<p>ちょっと論点が違うので大変申し訳ないが、子どものアのところ、28年度の事業計画の中で、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため…。実は5人の子どもさんがいる。その子どもさんの状況は、小学校〇年生、中学校〇年生、中学校〇年生、そして今年高校〇年生、もう一人1才の児童がいるケース。このケースはだいたいなら現行の計画からいうと1/2軽減が無料になっているが、1才の児童が無料になっていない現実があることを聞いた。今日、この会議に出るのなら聞いてくれないかと言われたので、どうでしょうか？</p>

石川課長	<p>子育て支援課の課長をしております石川です。今、5人子どもさんがおられて、保育所に入っておられる子どもさんは1才の子どもさん1人というところですね。そうすると、多子世帯の保育料の軽減が1才の子どもさん、3歳未満児の第3子以降の子どもさんということになる。第3子というところが、第1子を、これ県の補助制度を使ってやっているの18歳以下の子どもさんになる。ちょっと今すぐ回答できないが、事例を詳しく教えていただいて回答させていただこうと思う。今、1/2かかっているというところでしょうか？即答が出来ないので、後で教えていただいてお知らせしたいと思う。いずれにしても、去年の4月から国の保育料の軽減と併せて、県の方でも第1子、第2子の保育料の軽減というところ、それから、市の方も3歳未満児の第3子以降の、これまで1/2軽減だったものを無料ということで軽減の方を実施している。それから、課題にあるように、国が保育料の無償化を5年を目途に進めると以前言っている。毎年少しずつひとり親家庭や低所得者、ある程度所得を区切って、そういったところについては29年度も保育料の軽減を実施するとしているので、それに併せて市の方も見直しをしていかないといけないということを課題にあげている。</p>
尾庭委員長	<p>個別の具体的なものについては、また後で回答させていただくということによろしいか？</p>
佐々木委員	<p>子どものところ、「イ 次世代を担う子どもの育ちを支えよう」で、所管課が社会教育課1つあがっているだけで、そこに書いてある項目でいうと社会教育課を中心に進めていくことになるのだとも思うが、施策の内容を見ると、「子どもとその家族が快適な環境の中で生活し、活動できるように～」とある。先ほど基本計画の中で、生活福祉課が子どもたちを支える家族の支援に関わっていることを聞いた。そういったことも当然ここに、今回は書いていないが、これから次回の計画に向けてだが、単に社会教育課だけでなく、関わるような他の課あれば書いていくべきかと思う。</p>
永田委員	<p>外国人のところで、先ほど説明でもあったが、今年度、P7、在住外国人との交流をもった。その時に、人権センターとの協働でやりたいとお願いして協力いただいた。市の告知放送を利用させてもらって参加人数は少なかったが一般の市民の方が来られたり、それから、高校生が来られたりということもあり、非常に良い交流ができたと思っている。ついては、新年度になろうかと思うが、活動団体と行政との協働でやっていくということが非常に効果的だと感じた。できるだけ色々な活動団体の計画と人権センターの計画をつき合わせながら協働で一緒にやっていけるようなことが年に何度かあれば非常にいいと思っている。そのあたりをよろしく願いたい。</p>
尾庭委員長	<p>お願いということだった。よく何かあった時にこれは行政がやるんだという意識が強いが、何もかも行政ではできない。一番大事なのは市民自体がどう動くかということ。そういう意味では、団体との協働は効果的になるのではないかということだった。他の団体の方もそのように思われているかもしれないし、私もそのように思う。活用すればいい、その方がお互い</p>

	にいい。他にあれば？
水上委員	私も先日、見えない貧困というNHKの番組を見て色々考えさせられたが、やっぱり益田市内でも食事の面で困っていたり、学習の面で困っていたり、そういう経済的な部分とか、その日に食べるものとか色んなことがあると思う。子どものところ具体的な施策を、と言われている中で、そういった文言とかあがっていない感じがする。少しそういったところを具体的にに入れていったらと思った。いかがか？
尾庭委員長	今の意見に関連して何か？今までの流れの中でそのような意見をずっといただいている、そのとおりだなと思う。さらにあれば？
椿委員	子どもの貧困に関連して、今、一番子どもの貧困の情報を持っているところは学校だと思う。学校から外に繋ぐ仕組みがきちんと出来てないので、学校から外に繋ぐということがなかなか出来てきてない。これまで色々な学校で話を聞くと、色々な子どもの課題は子育てあんしん相談室の方に連絡するようになっているんだということなので、そこで繋ぎやすい仕組みを作っていないと、色々な相談機関があってもなかなか繋がらないという状況もある。その辺、ぜひ今後検討いただきたいと思っている。今、県全体で準要保護の生徒が6人に1人という話だったが、益田市は、さらに、状況が悪いということも聞いている。4人から5人に1人が準要保護家庭だと、準要保護を受けているという話を聞いている。ですから、ぜひ、学校と他の機関が繋がりやすい仕組み、なかなか学校としても個人情報の取り扱いの部分で外部と繋がれないという状況もあるようなので、ぜひ検討をお願いしたい。
尾庭委員長	学校は情報を抱えているけれど、なかなか繋がれない。学校現場の方ではどのように捉えているか？もし分かれば。
佐々木委員	学校の方ももちろん集金等々、又は、子どもたちの学習等々、生活状況で家庭と繋がっているの、状況的に非常によく分かる。先ほど椿委員が言われたように、子育て支援課の方とまずは連携を取らせていただき、他のケースによっては、直接児相に相談をかけることもある。基本的には、子育て支援課という形で、先ほどの要対協の関係もあるので、そこに促しているのが現状かと思う。要保護児童の部分でいうと、20%、30%各校いるので、そういう意味では生活を支えてやらないといけないことが非常に多い。中にはそういうところにかからなくて、本校の場合でいうと、集金を2家庭だが、最終に近づいているので管理職が訪問して払っていただく段階に入っていたりする部分もある。だが、基本的には、要保護の中に入っている状況だと思う。
尾庭委員長	繋ぐルートはちゃんとあるということで、ただ、もう少し利用しやすいようにというか、学校側が気軽に相談できるようにということでしょうか？
佐々木委員	気軽に相談できるというか、情報提供はこちらの方から積極的にしている。隣の松田委員のように、児童生徒の支援加配校推進者という特任を受けている職員もいて、そういう部分で動いたり繋がったりしている。今、市内

	<p>には9校、9名配置されているということで、その9校ではより動きやすく、連携も取りやすい状況だと思う。</p>
尾庭委員長	<p>松田委員、補足があるか？</p>
松田委員	<p>今、佐々木委員が言われたとおりだが、うち高津中学校には30%位の準要保護家庭があり、子育てあんしん相談室にも連携を取らせてもらって支援にあたっている。連絡するというのはよっぽど困った状況が見られないと、ちょっと集金が一週間とか、ちょっと部活のお金が払えないとか、その辺りが気楽にという意味であれば、もう少し連絡しやすくなるかなとは思っている。以前は、児童相談所にも経済的な面でも連絡していたが、命に関わる緊急性がないと、というこちらの感覚で、今は子育てあんしん相談室か、教育委員会のSSWに連絡を取らせてもらっている。基本的に、学校としては窓口が一本化されていて、ちょっと心配なんだけどじゃあどういいう支援ができるかという時、色んな機関が相談して動いてくださるといいなという思いがする。</p>
中山参事	<p>学校の方から私の方にいただいているが、やはり、要保護児童対策地域協議会では、益田市の方で貧困だけだと取り扱わないということではないが、それに併せてというところが多いというのが状況である。保護者の方に少し障がいをお持ちというところもあり、なかなか貧困という部分ももとを正せば少し違うところから生まれてきているという状況、これが一番多い、大きい関係かなと、私の方で色々取り扱っているがそういった事例が多いというのが状況である。ですから、委員長が言われたように、連鎖と言いますか、おばあちゃんからきて保護者の方が生活能力、生活環境がなかなかいい状況でなくて大人になられたというところもある。私の方に來るのが大きいというか、重篤まではいかないがそういった事例が多く來るのでそう思うのかもしれない。そういった事例が私の方に來るので、先生が言われたように、今の貧困で困っておるといところは、それだけといところで、まだ私の方にあまり來てないのではないかと思うので、そういったところを先生の方が心配されているのだと思う。</p>
石川課長	<p>貧困に関しまして、少し情報提供したい。近年は、ライフスタイルが多様化になって、結婚しなくて子どもを産まれる方も増えてきている。そういったことで、益田市として来年度から、結婚しないで子どもさんを産まれた方については、税制上で寡婦控除、結婚して離婚した人、もしくは、死別して1回婚姻してひとり親になっている方については、税制上で寡婦控除という控除がある。婚姻しないで出産した場合には、そういった税制上の適用が受けられないといった不公平感がある。今、全国的にもこういったところを対応していくということで、寡婦控除のみなし適用という形で、ひとり親家庭で、婚姻しなくてもみなして市の事業に対して税で判定するようなものについて公平感を正そうということで取組をする。これは、生活福祉の事業もあるし、子育て支援課の事業もあるが、全部で17事業、来年度からそういう適用をしていこうということで、少しでもひとり親の家庭の支援といところを含めて実施していく予定にしている。</p>

尾庭委員長	それは、事実婚に対しても同じように適用するのか？
石川課長	事実婚ということになると、婚姻と同じ、事実婚というのは基本的には男性と女性が一緒に婚姻状態で住まわれている、婚姻状態と同じということでみなしの適用にはならないということにさせていただいている。それ以外の方で婚姻をしないで出産された方に適応していくということにしている。
尾庭委員長	その他には？
大羽委員	P6、同和問題のところ事務局に尋ねたいが、具体的施策の中で、同和問題解決のため隣保館としての様々な事業や、地域交流事業をされているのではないかと思うが、その辺について記載がないように思うがいかがか？
田中館長	ここに表しているのは、今までの計画に基づいて出していた取組だけで書いている。全体的にはそういった事業を実施しているが、具体的施策として出したものの中に、その項目にはまらなかったからここに書いていないということだ。ですから、具体的施策ということでアからウまで書いてあるが、それで、施策の内容ということで書いているのにはまらない部分ということで出していない。ここに出しているのは、28年度事業計画で施策の内容が書いてあることについてのみ、出している。
尾庭委員長	28年度の中に、すべてを網羅してはいないと受け止めていいか？
田中館長	全体的な事業という形で、事業の報告という形ではここに出していない。あくまで、計画に基づいて28年度に行おうとして計画を立てた部分の範囲について出している。もっとたくさんの事業を行っている。
尾庭委員長	ここに書いていないけれど、通年の事業として実施しているという意味か？
田中館長	はい。
尾庭委員長	では他に？
福田委員	P4、「イ 生きがいのあるまちづくり」のところだが、高齢者やボランティア等が高齢者の健康と生きがいづくりのための場として支援しますということで、サロン事業をされている。現在78カ所サロンで活動されて、今後10カ所でサロンを増やしていきたいとあるが、増やせるような目途があるのか？高齢化で継続が難しくなっているというような実情もあると思うが、高齢者の皆さんが生きがいのための場としてこういうサロンに出かけて行かれるためにも増やせればいいなと思う。それと、サロンの事業内容だが、計画の方では介護予防に関する取組と書いてあるが、実際には、福祉の出前教室とか、協議会の職員と訪問して視察交流の実施とか、色々されている。サロンは年間に何回くらい行っているか？サロンによって違ってもいいかもしれないが、生きがいのための場となるようなサロンが一番だと思うが、内容等が少しでも分かれば教えていただきたい。今後10カ所がいくらいにできるかなと思ったりした。
尾庭委員長	これはどなたが？
齋藤委員	今のご質問にお答えできるのは私しかいないと思うので。年間10カ所とい

	<p>うことについては、当初 83 カ所あった。10 カ所というのは、毎年 10 カ所新しいサロンができ、また、毎年サロンが 10 カ所活動停止するという状況が続いてきている。今年度の場合で 78 カ所が、現在のサロンの数である。サロンの問題は、社会福祉協議会はもちろん行政の支援をいただきながら、また、我々独自の支援の中で活動していただいている。それは、地域の人たちが自立した形の中でサロン活動をしていこうということだ。最近では、介護予防なり、元気な高齢者の皆さんこぞって集まって色んな楽しいゲームや健康教室やこけ玉づくりなど、様々な仕組みを活かした状況、あるいは、色んな小地域の中なのでそれぞれ集まって社協のマイクロバスを使ってどこか行こうねと、そういう催し物をちゃんとした年間計画を作ってその計画に基づいて 12 回以上やっというところもある。そういう意味では、本当に生きがいをもって、歌声サークルがあったり、焼き物をやったりするサークル、趣味を活かして多くのことをやられている。また、郷土のゲームとか、色々なものを含めて、昔ながらの遊びとか、子どもたちとの交流とか、様々にある。しかし、10 カ所対応できるかということ、社会福祉協議会は色々なところへ行ってどうですかということはあるが、それぞれの地域の中で自分たちが自発的にサロンをやりたいというふうな形の中でないと。そういう相談がある時には相談に基づいて我々としては相談に応じてサロンの立ち上げについて年間 65,000 円の準備助成をさせていただいている。問題は、高齢者の中にも認知症や色々な方がいらっしゃる。その方々に対して、見守りとか、声かけとか、皆さん誘い合いながらやってきているところだ。そういう状況があって、地域の中で地域の力を強くしよう、福祉力を高めようという、そういう意味ではサロン活動は大変重要なことで、社会福祉協議会としてもこれには主要事業として取組をしている状況である。また、そういう意味では、老人クラブ等においてもそうだが、老人クラブの方は男性が主で、いきいきサロンには男性が集まってくれないというのが現状だ。中には男性が活発にやってらっしゃる方もいらっしゃるが、継続的に色々な世話役活動をするようになった時、高齢者になるとなかなか厳しい、活動停止になる。主に、最近では、保健所と圏域の健康 21 とそれぞれ事業があるが、介護予防といきいきサロンのコラボレーションで色んな研修会を 2 回やったが、来年度も続けていこうということで、色んな団体と高齢者といきいきサロン、行政も含めて、様々な地域の中で活動されていらっしゃる方々と一緒に皆でやっていこうとしているところだ。そういう位置づけで、我々支え合いマップ事業をやろうとしている。今度、25 日、福祉センターの会場で先生に来ていただいてマップづくりをし、地域の中で声かけとか、そういう形の手を取り合ってやっていこうじゃないかという研修会をやるので、ぜひお越しいただきたいと思う。</p>
尾庭委員長	<p>福田委員、よろしいか？私もいくつかの組織に属しているが、一番の悩みの種は、組織をどう繋げていくか。最終的には人だから、やろうという人をどう確保していくかということは大い課題。それは、行政主導では難</p>

	<p>しい。一人一人がどうしようかということ繋げていかないと。行政の指導や支援も必要だが、そのようなことを日頃思っている。それではよろしいか？</p> <p>最後に感じたことがあるが、一番大事なことは今日もご意見頂戴して良かったと思うが、今後来年度からの5カ年をどう具体的に、見える形で、もちろん意識を変えないといけませんがそれは見えない。そういう面と見える形でどう変えていくかということ、そのために、全庁あげてということが非常に重要。これは、人権センターに任せておけばいいということではなくて、関係課がそれぞれ連携して、しかも市民の活動とも連携を取りながら進めていくことが重要だなど。そういう視点に立って、ちょっと質問だが、「評価・課題」「所管課」が書いてあるが、所管課がまとめたものを書いたという受け止めでいいか？</p>
田中館長	はい。
尾庭委員長	<p>「評価・課題」のところで、評価になっていない文言が非常に多い。もうちょっと評価して、前年の課題に対してこういうふうになりました、出来ませんでしたというのが評価だと思う。ちゃんと書いてあるものもあるが、これ評価かなと思うものがある。ですから、評価をきちっとするから次の年度の課題が出てくるわけで、評価がきちっとできていないと次の目標が立てられないと私は思う。最近、ある学校の学校評価をやって頭にあるからいうわけで、もちろん学校の評価とこの全体の評価は違うし同一にはできないが参考にはなる。紹介すると、それは2つの面で評価する。言葉で評価とパーセンテージで評価、これもなかなか難しい。学校ではどう評価しているかということ、まず、教職員の評価、自分たちはどうであったか。次に、生徒はどう評価したか。次に、保護者はどう評価したか。その評価を出したうえで、評議委員会にかけて、第三者機関としてどう評価するか。その評価の仕方としては、2通りある。目標値100%をめざす、80%までいったらA、60%までいったらB、40%はC、20%はDというような評価で、A B C Dをだす。アンケート調査等も踏まえながらの評価。そうすると、今年度は、自分たち学校としてはこういう評価、生徒、保護者を踏まえたうえでの評価をこういうふうに出した、それで、第三者評議員としてはどんなでしょうか、これでいいでしょうかどうか、という評価のやり方。もちろんこの評価をそっくりそのままやる必要はないが、もう少し評価と課題との関係を全体的に押さえていかないとこれからの5カ年が、目標は掲げたけども、こういう必要があるという文言で終わってしまうとやり切れない。もう少し工夫ができないかなと、市役所全体の評価とも関係するが、もう少し目に見える評価が出てくるといい。ないものねだりかもしれない、難しいかもしれないが、そうすると生きてくるのではないかと思う。</p>
5 閉会	